



さいたま市社会福祉事業団が、

「埼玉県多様な働き方実践企業」の認定を受けました。

有効期限：平成 25 年 8 月 6 日から平成 30 年 8 月 5 日まで

認定区分：ゴールド

「多様な働き方実践企業」認定制度とは？

仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど複数の働き方を実践することで、女性がいきいきと働き続けられる環境づくりを行っている企業等を県が認定するものです。

認定区分

該当する基準の数に応じて、以下の3つの認定区分に分かれています。なお、2つ以上に該当すれば認定を受けることができます。

- 1 プラチナ 認定基準すべてに該当
- 2 ゴールド 認定基準のうち4つ以上に該当
- 3 シルバー 認定基準のうち2つ以上に該当

認定基準

- (1) 女性が多様な働き方を選べる企業
- (2) 法定業務を上回る短時間勤務制度が職場に定着している企業
- (3) 出産した女性が現に働き続けている企業
- (4) 女性管理職が活躍している企業
- (5) 男性社員の子育て支援等を積極的に行っている企業
- (6) 企業として、多様な働き方への取組姿勢を明確にしている企業

第 20228 号

埼玉県多様な働き方実践企業
認定証

社会福祉法人
さいたま市社会福祉事業団 様

さいたま市大宮区土手町 1-213-1

認定区分 ゴールド

有効期限 平成 25 年 8 月 6 日から
平成 30 年 8 月 5 日まで

埼玉県多様な働き方実践企業として認定
します

平成 25 年 8 月 6 日

埼玉県知事

上田清司

